

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会

第15回委員会 会議録

1. 日時：平成20年10月17日（金） 17：30～19：57

2. 場所：川西市役所 7階 大会議室

3. 出席者 (◎委員長、○副委員長)

学識経験者	◎竺 文彦	龍谷大学理工学部教授
〃	○吉田 篤正	大阪府立大学大学院工学研究科教授
〃	中嶋 鴻毅	大阪工業大学情報科学部情報メディア学科教授
〃	原田 正史	大阪市立大学大学院医学部研究科准教授 欠席
〃	服部 保	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
〃	村上 安正	金属鉱山研究会会長
周辺地域住民代表	西村 貞男	国崎自治会 欠席
〃	鈴木 啓祐	猪名川漁業協同組合
〃	北野 正	黒川・新滝地区
〃	中垣内 吉信	田尻下区
〃	中西 俊裕	野間出野区
組合区域住民代表	竹内 伸夫	川西市在住
〃	佐伯 行昭	川西市在住
〃	森田 治男	川西市在住
〃	西村 克也	猪名川町在住
〃	瀬戸口 勇一	豊能町在住
〃	藤岡 民江	能勢町在住
関係行政職員等	勝野 聡一郎	阪神北県民局 欠席
〃	杉 正一	水資源機構
〃	岡野 慶隆	川西市教育委員会
〃	田中 仁志	川西市
〃	永棟 博	能勢町
事務局	浜田 剛	猪名川上流広域ごみ処理施設組合事務局長
	渡部 秀男	〃 局次長(総務担当)
	雪岡 健次	〃 局次長(施設建設担当)

井上 功	〃	局 参 事
野村 徹	〃	施 設 建 設 課 主 幹
佐々木 規文	〃	施 設 建 設 課 課 長 補 佐

調査担当コンサルタント 日本技術開発株式会社
施設建設請負者 J F E 環境ソリューションズ[®]・前田建設特定建設工事共同企業体
工事施工監理請負者 株式会社日建技術コンサルタント

4. 配付資料

- ・第14回環境保全委員会会議録及び修正箇所一覧
- ・環境影響評価事後調査（水質中間報告）
- ・環境影響評価事後調査（大気質中間報告）
- ・環境影響評価事後調査（騒音・振動中間報告）
- ・動植物調査結果について
- ・平成21年度環境影響評価事後調査計画書
- ・表7-2-2（1）供用時の事後調査計画（案）

5. 次第

（1）議事

- ・第14回環境保全委員会会議録について
- ・事後調査結果（水質、大気質、騒音振動、動植物調査結果）について
- ・平成21年度環境影響評価事後調査計画について

（2）その他

開 会 午後5時30分

○事務局 定刻になりましたので、猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会（第15回）を開催させていただきます。

本日の委員の出欠でございますけれども、国崎地区住民代表の西村委員、阪神北県民局の勝野委員から欠席の連絡をいただいております。また、学識経験者の原田委員及び中嶋委員からは、講義の日程が入っているということで若干おくれる、もしくは欠席をさせていただくという連絡が入っております。住民委員の森田委員からもおくれるという旨の連絡をいただいております。吉田副委員長につきましてはご連絡いただけていないので、お考えられていると考えております。

それでは、委員長、進行のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、早速始めたいと思います。

きょうの議事としては、(1) 前回の会議録、(2) 事後調査の結果、(3) は21年度の計画、2番目にその他という形になっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速(1)から入っていきたいと思います。最初は、前回の議事録についてということで、ご説明をお願いいたします。

1 議事

(1) 第14回環境保全委員会会議録について

○事務局 それでは、前回第14回の会議録の関係でございますけれども、誤字等の訂正を除きまして、資料-1にありますとおり、委員の方から8カ所の訂正の申し出がございました。

6ページは、わかりやすくするための補足でございます。

7ページの2つは、用語の言い違いということで訂正の申し出がございました。

次の21ページから下から2つ目の23ページまでにつきましては、言い回しの訂正がございました。

最後の31ページは、用語の訂正ということでございます。

そういう形で直したものをお手元にお送りしておりますけれども、これの確認方よろしくお願いをいたします。

○委員長 ご説明いただきました。資料-1のような訂正と、その他を含めて前回の会議録についての訂正、ご意見ございましたらお願いいたします。

○委員 7ページですけれども、私が発言したところで、環境影響評価書の地球温暖化の項の燃料について、燃料は天然ガスであるという前提のもとではじかれたのかどうかという確認がしたいんですが、このことを事務局のどなたか説明していただけますでしょうか。

○委員長 7ページのどの辺ですか。

○委員 下から3分の1ぐらいのところですか。「同じテーマなんですけれども、実は環境影響評価書を見てましたら、ページは6の216から218にかけてなんですけれども、地球温暖化の項というのがある」と話しているところです。

○委員長 これが……。

○委員 この前の段階で、灰溶融炉で灰をガスで溶融するか電気で溶融するかという話になって、環境影響評価書には地球温暖化の項のところでは灰溶融炉はガスを使うという前提のもとで二酸化炭素の排出なんかを考えられたのですねということを確認しようとしてまして、そのままになってました。

○事務局 会議録の確認じゃなくて、事実確認の……。

- 委員長 そういうことですね。議事録はこれでいいんですか。
- 委員 はい。
- 委員長 それについて何か。
- 事務局 環境アセスのことですので記憶が定かでないんですけども、溶融炉について天然ガスという前提ではっきりはじいたわけではないような記憶がございます。相対的にそんなに変わらない数字が出てくるかと思えますけれども、天然ガスで溶融することを前提に、それを根拠にはじいたものではないと記憶しております。
- 委員長 要するに、環境影響評価書でそういう計算をしているんですかね。炭酸ガス等の排出を計算するのに天然ガスを使うという、それを確認されたわけですね。
- 委員 どちらを使うのかまだこの時点でわかっていないのでしたら、その続きで話をしますように、訂正するか、試算し直すかしなければいけないんじゃないかなと思いましたので。
- 委員長 このガスを使うのガスというのは何を言ってるんですか。
- 事務局 灰溶融方式に電気式と燃料式がありまして、燃料式には灯油を使うものやガスを使うものがあるということで、そのガスを使うということです。
- 委員長 普通だと今は天然ガスになっている……都市ガスという意味ですよ。
- 事務局 そういう意味です。
- 委員長 実質は天然ガスになっていると。それについての確認をされたわけですよ。それで、今のお答えというのは、確認をしていただいたんですかね。
- 委員 電気をすごくたくさん使うか、天然ガスをたくさん使うかで余り変わりがないんだったら、こうこうでほとんど変わりがありませんという数字を出してほしいし、そうでなかったら、やっぱり不備があるような気がするんですが。
- 委員長 今のお答えでは確実な確認はできていないということですかね。
- 事務局 天然ガスを前提にはじいたものではないということです。
- 委員長 はじかれた数字なんですよということに関しては、天然ガスではないという答えのようですが、よろしいですか。
- 委員 このままでいいんですかということをお伺いしたいんです。
- 委員長 要するに、何で計算したかということがわからないといけませんよ。
- 委員 電気であれば、今は天然ガスになっているわけですから、天然ガスの数値を書かなければいけないし、そうでなければ、これは訂正すべきか、きちんと数字を出すべきものじゃないんでしょうか。出さなくてもいいものですか。
- 委員長 電気だったらここには数値は出てこないですね。発電所のほうに行っちゃうわけ

ですから。

ですから、環境影響評価書の温暖化のところで、多分炭酸ガスの計算をしているんですね。それは何を根拠に、何をを使うかということで計算しているかということをご質問されて、何を使ったのかがはっきりしないというお答え……

○委員 二酸化炭素の排出量のこと書いてあるんです。天然ガスを使うということは、二酸化炭素の排出量が多くなるということではないんですか。電気と比べたら大分多いはずじゃないんですか。

○委員長 電気だったら多分ゼロですね。

○委員 だから、この数字はこのままにしておいたらいけないんじゃないかということを私は前回の委員会で話をしたんです。わざわざ私はメールでも事務局のほうに確認したいということを入れてるんですが。

○委員長 だから、その計算がどういう条件でやってるかがわかればいいわけですよ。

○委員 ガスに決めた時点で、ガスの数値をはじき出さなければいけないんじゃないかということです。だから、訂正しなければいけない部分ではないかということをお願いなんです。

○委員長 評価書は評価書ですから、その後何か決まった段階で変わってくるでしょうという話ですよ。

その件についてはどうですか。

○事務局 それを議論するんですか。

○委員長 とりあえずお答えいただくほうが次に進めると思うんですが。

○事務局 熔融炉の方式を決めた段階で、その点についても資料をつくって、議会のほうにはお知らせしております。

○委員長 一応そういう対応はしているということですね。

○委員 今の事務局の返答の仕方というのはおかしいんじゃないか。これが出てきたのは、なぜガスを使うことになったんですか、そのガスを使うという議論そのものがこの委員会の目的に合ってるかどうかという話題がございました。だけど、委員のほうから、環境アセスメントの段階で電気を使うか燃料を使うかということもきちっと出ていない、それがはっきりとしたデータが出ていない、その辺の根拠があいまいですのに、ここでそういう話題が出たときに、ここで扱うんですかというような扱い、それこそ環境に対して不見識な事務局の発言だと私は思います。きちっとそれは答えるべきですし、それに対して事後調査も含めて今後どういう形で基準を持って考えるのかという委員からの発言に対して全く答えてない。事務局としての不見識だと思います。

○委員 今回の内容についての討議をするかどうかというのは後で決めたらいいことで、今の問題は（１）の議事録についてということで、議事録に間違いがあるかないかということなので、今委員が言われたのは内容についての説明に入っていますので、議事録の確認で、これでいいかどうかというのをまずされたほうがいいんじゃないかと僕は思います。ですから、議事録でこれでよければこれでいいということで、（１）の議題は終わるということになって、今言われたことが問題にあるのであれば、その後、こういう問題があるということで提案されたらいいんじゃないでしょうか。

○委員長 それでは、その他のところで今話を続けるということはどうですか。

○委員 はい。

○委員長 では、（１）の議事録に関してはほかに何かございますでしょうか。

（発言者なし）

○委員長 よろしいですか。それでは、この形で資料－１の修正をして議事録を確定する、承認するというので進めたいと思います。

それでは、（２）事後調査結果ということで、①水質調査結果からご説明をお願いいたします。

（２）事後調査結果について

②水質調査結果

○事務局 それでは、資料－２をお願いします。

今回報告させていただきますのは、３回、４回、５回となっておりますが、３回と４回につきましては同じ降雨に対する採水でございます。

まず、第３回の結果ですが、一番上の表を見ていただければわかるんですけども、７月２８日、ゲリラ豪雨というのが最近よく発生するんですが、まさしくそのような雨が７月２８日に降りました。能勢のアメダスで７０ミリ、国崎の一庫ダム事務所の観測で８９ミリというような降雨が確認されています。その降雨も、下の時間ごとのデータを見ていただければわかりますが、１４時、１５時、１６時の３時間で２９、２６、２４という非常に強い雨が降っております。

それに対しまして、２９日と３０日に放流しております。２８日にも一部、東側だけかなり上のほうまで水位が上がってきましたので放流して、その分は我々のほうでサンプリングして分析を行っております。データは、７月２９日は南側の放流水だけ、７月２８日の取り置きの方は東側の放流したものの取り置きの方です。

鉛とかヒ素の重金属類については基準以内になっております。ただし、pHについては

一部基準を超えている部分がございます。

第4回、30日の分です。これにつきましても、先ほどの雨に対応する放流でございますが、結果としまして、鉛及びヒ素など重金属類につきましては管理目標以下になっておりますが、pHがところどころ排水基準を上回って、9.1とか9.2とかいうふうな数字になっております。

このpHが排水基準を外れた理由でございますが、処理水にはもちろんpH計が設置されております。ところが、そのpH計の検知部の劣化もしくは汚れによって正しい値を示していなかったのではないかと考えられています。つまり、pHの記録計の数字はちゃんと基準内に入っていたんですけれども、実際のpHの値は9を超えているような数字だったということでございます。

その後におきましては、ポータブルpH計を備えまして、それで処理槽に設置してあるpH計のチェックといいますか、数字が正しいかどうかを確認して処理をしております。

それから、第5回、9月26日の採水でございます。これにつきましては、9月21日にやはりかなり強い雨が降りまして、能勢のアメダスで51ミリ、国崎の一庫ダムの観測で59ミリというような雨がありました。それに対して、しばらく雨が降らないだろうということで上水を流そうということで9月26日に放流しておりますが、9月26日にも朝から雨になりまして、結局濁水処理機を使って放流しております。

この結果につきましては、pHも基準内におさまっていますし、鉛、重金属ももちろん基準内におさまっております。

水質に関する報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

7月28日、29、30、9月26日の雨についての測定結果を報告いただきました。

pHは、放流するときに調整して流すようになっているんですか。

○事務局 最初に苛性ソーダを入れまして、若干アルカリ目にします。硫酸バンドを入れますとちょっと酸性側に振れますので、その振れをとめるという意味でアルカリ側にして、それから硫酸バンドを入れて中性にして流すという格好でやっております。

○委員長 通常は、pHが中性あたりになっていることを確認して流すはずですね。それが傷んでいるというか、汚れているというか、ちゃんと作動していなかったということですね。

○事務局 はい。記録計の数値は7から8の間にあったんですけれども、実際に計量証明の機関ではかると9になっていたということでございます。

○委員長 今のご報告について。

○委員 今の事務局の説明によりますと、pH測定とpH調整器というのは連動しておるんですか。それからもう一点、その不良だと言われるpH測定器は今はどうなっているんですか、どう直されたんですか。

○事務局 自動的に注入量が変わるようなシステムにはなっておりません。見ながら手で分量を調整するような格好になっております。

pHの検知部ですが、その後につきましては取りかえも頻繁に行うし、先ほど言いましたように必ずチェック用のポータブルのpHメーターを持って行ってチェックを行うようにしております。

○委員 pH計と実際の記録のタイムラグはどのくらいあるものですか。というのは、7月29日の場合、12時、14時、16時、18時と4回とも全部オーバーしているわけですね。1回目のときに気づかなかったということですが、pH計が示したんじゃなくて実際の数値が出てくる、実際の数値を知るタイムラグというのはどのくらいあるものですか。

○事務局 報告させていただいているものにつきましては、採水して業者が持って帰ってきて報告を受けますので、10日から2週間ほど後になります。先ほど言いましたように、現場の計器の表示は7から8ぐらいにおさまっていたということで、対応がおくれたということでございます。

○委員長 ほかに質問、ご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○委員 一庫ダムでございます。

ダムのほうでは、出水の後は大体私が点検させていただいています。濁度はいつも見せていただきまして、濁度の状況が基準値以下で出しておるといのはちゃんと確認いたしました。pHについては、当時ポータブルpH計をまだ導入しておられませんでしたので確認しておりませんが、そういうことでこれからポータブル計のほうでも確認させていただきたいと思っております。

ちなみに、pH自体は、ごらんとおり、貯水池は今アオコが出ておまして、光合成が出ておるんです。プランクトンでpHが出ています。ちなみに、貯水池の中でも9月の最初には10ぐらい出ております。一番大事な出ていく水ですけれども、ダムは選択取水で一番いい水を出しておりますので、出ていく水で7.5前後ということで、支障のない水を放流いたしております。その点についてはうちのほうでもまたよくチェックしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長 ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

(発言者なし)

○委員長 pHのところでは計器に問題があってこういう値になったということだそうですが、ほかは特に問題がないということだと思います。

それでは、②大気質の結果ということでご説明をお願いします。

①大気質調査結果

○事務局 それでは、資料－３をお願いします。

夏季の大気質の調査結果ということで、調査項目につきましては、これまでと同じように二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントと風向・風速でございます。

調査時期は、８月２１日から８月２７日の１週間、調査地点は、これまでと同じく９カ所でございます。

２ページから９枚総括表がついております。いつも光化学オキシダントが環境基準を超えるときがあるのですが、今回は、光化学オキシダントも含めてすべて環境基準以下の測定結果となっております。

数字の羅列よりグラフで見ていただくほうがわかりやすいと思いますので、資料の７５ページをお開き願います。

まず、二酸化硫黄の各地点の経時変化が７５ページと７６ページにございます。非常に低いレベルで推移しております。

次に、７７ページ、７８ページが窒素酸化物の経時変化でございます。窒素酸化物につきましては、２２日と２６日、２７日にちょこっとピークがございます。特に７８ページの上杉口で、一酸化窒素ですから環境基準には関係ないんですけども、ちょっと高い値が出ております。これにつきましては、資料の８３ページと８４ページをお開き願いたいと思うんですが、オキシダントと同じように、周辺環境局の川西市役所、三田市役所、山口小学校、よりあいひろばの窒素酸化物のグラフと重ね合わせてみますと、やはり他の地点でも２２日に同じようなピークがあるところがございます。出ているところと出ないところとあるんですけども、同じような傾向が出ているところがあるということで、特段この上杉口の近くに何か原因があってこうなったわけではないと考えております。

もとに戻りまして、７９ページ、８０ページが浮遊粒子状物質の経時変化でございます。これについても、先ほど言いましたように環境基準は下回っているところがございます。

８１ページと８２ページが光化学オキシダントの経時変化でございますが、先ほど言いましたように、これまで春とか夏は基準を超える日が観測されていたわけですが、今回につきましてはすべて基準値以下でございました。８２ページの一番下に日射量のグラフを

掲げておりますけれども、3日間は結構天気が悪かったのですが、21、22、24、25がそこそ日射も観測されていますので、どういう関係がわかりませんが、こういう結果になっております。

ちなみに、85ページと86ページに周辺環境局との比較を掲げておりますが、周辺環境局でもほぼ同様に環境基準を上回るときはなかったという結果になっております。

報告は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。大気関係の結果のご報告をいただきました。

オキシダントはいつもオーバーしているんですが、今回は逆にオーバーしてなかったということで、してなかった理由がなぜなのか、どういうことなんやろうなと思いますけれども、一応していなかったということでご報告をいただきましたが、この大気の結果についてのご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(発言者なし)

○委員長 それでは、大気についても特に問題はなかったということで、ご質問はなかったということで、次に③の騒音・振動ということでご報告をお願いします。

③騒音振動調査結果

○事務局 それでは、資料－4をお願いします。

騒音・振動につきましても、調査項目、調査地点はこれまでと一緒にございます。環境騒音が1地点、工事騒音が1地点、道路交通騒音・振動が2地点、調査時期は8月21日でございます。

まず、環境騒音・振動でございますが、3ページ、国崎のほうで、騒音につきましては41から49の間で、平均44、振動については30未満ということで、全く問題ない数字でございます。

工事騒音・振動につきましても、85に対して54から60の最大60ということで、これも問題ない数字でございます。振動についても、同様に最大で30ということで、全く問題ない数字になっております。

道路交通騒音・振動でございますが、野間出野一庫線の北側と南側で従来と同じようにはかっておりまして、騒音のほうは北側が66、南側が68ということで、これまでとほぼ同様な数字を示しております。若干低いかなというところでございますが、66から69の間でうろうろしていますので、ほぼ同様な傾向かと思えます。振動につきましても両方とも30未満ということで、全く問題ない数字かと考えております。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○委員長 騒音・振動について資料－４でご説明をいただきましたが、これについて何かご質問、ご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○委員 細かいことかもしれませんが、３ページの道路交通・騒音のところ、北側が６６デシベル、南のほうで６８と若干数値が違うんですが、これは交通量のところの台数の数字も、それに比例するかどうかわかりませんが、南側のほうが多いわけですね。もしも通行する車の量が多いためにこのデシベルの差が出ているんだとすれば、この台数をならすことによって北側と南側のデシベルを調整することができるのかどうか、その辺教えてください。

○事務局 原因につきましては、台数というよりも、１０ページ、１１ページに速度のデータを掲げさせていただいているんですけども、南側のほうが若干速度が速い、これのほうの影響要因が大きいんじゃないかと思えます。ならしたときの騒音レベルがどうなるかということについては、これはシミュレーションをして計算しないと出てこないかなと考えています。

○委員 今の関連ですけれども、平均速度が１０キロぐらい違うわけですね。これは大きいと思うんですが、これは何か原因があるんですか。それとも、運転する人の運転の仕方の問題なんですか。

○事務局 実は北側の２０～３０メートル先にカーブがございまして、それに向かって減速をするということでございます。

○委員 平均で５７というと、個別にはかなりのスピードを出しているのもあるんじゃないかなと思われるのですが、危険な状況ではないんですね。

○事務局 答えにくいんですが……。

○委員 そこにいないからわからないですね。結構です。

○委員長 これは多分、一般車両の数がかなり多い。いわゆる工事車両だけではなくて、一般車両の測定が中心になっている感じだと思います。その道路状況によって速度が決まってきて、それによる騒音の違いが出ているような感じじゃないかと思えます。

ほかにこの騒音・振動に関するご質問、ご意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○委員長 それでは、次の④動植物の結果ということでご報告をお願いします。

④動植物調査結果

○事務局 それでは資料－５です。昨年、一昨年から続けております動植物の継続調査についてご報告申し上げます。

まず、植物のクモノスダでございます。クモノスダについては、春夏、5月31日、8月26日に確認しております。5月31日は、残存する1株については変化ございませんで、元気に育っております。そのほかに、今回はコンサルタントのほうに見ていただいたんですけども、植物の目の肥えた人でしたので、新たに1株発見されました。それと、一昨年3株が1株になってしまったわけですけども、その生えていた場所に新たに再生した株も確認されて、合計3株を5月31日に確認しております。夏季については、その3株について変化なし、良好に育って、胞子もつけていることを確認しております。

2つ目のヤマザクラの開花状況でございますが、20年4月9日と19年4月6日の写真をつけております。開花状況としてはほぼ同様な感じで開花したわけですが、枝の枯れが進行しておりまして、先般、委員にも見ていただいたんですが、なかなか厳しい状況やなというご意見をいただいております。

2番目の動植物の調査結果のうちのヒメボタルでございますが、6月26日と7月4日の2回にわたりまして、昨年と同様の配置でもって調査を行っております。6月26日が総計460頭、7月4日が885頭ということで確認して、増減はそんなないだろうと考えております。6月26日はまだホタルの発生が最盛期に差しかかっていなかったのではないかと推測されております。

動植物については以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。動植物のクモノスダとヤマザクラとヒメボタルについての調査結果をご報告いただきました。

この結果についてご質問、ご意見ございますでしょうか。

私の興味からですが、ヤマザクラは145年と書いていますが、寿命みたいなものはどのくらいあるんですか。わかりませんか。

○委員 桜というのは80年ぐらいといいます。

○委員長 長生きしているという感じですかね。

○委員 そうですね。

○委員長 ありがとうございます。

何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 ヤマザクラ自体は、一度攪乱されて荒らされたところに出てきて、それでどんどん大きくなるんですけども、周りの植物が大きくなってくると、それに日陰されて、そのうちキノコ、菌類にやられてしまって消滅するんです。

ここで推定樹齢145年となっておりますけれども、正しいんでしょうかね。どんなふうにして推定されたんですか。また後でいいですけども、ヤマザクラの場合、100年前

後で枯れることが多くて、桜で一番長生きするのがエドヒガンという桜なんですけれども、エドヒガン自体はここに200本ぐらい大量に見つかっています。このヤマザクラを見ると、ちょっと病気が回り過ぎてて、もう少しこの計画が早ければ助かったかもわかりませんが、これは余りもたないような気がしますので、後継樹を育てるといような次の手を打たれたほうがいいのかないかなという感じがしました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

(発言者なし)

○委員長 そうでしたら、(2)の事後調査結果の①、②、③、④の検討を終わったということにいたします。

(3)21年度の計画に入りたいと思いますが、ご説明をお願いします。

(3)平成21年度環境影響評価事後調査計画について

○事務局 説明の前に、長くなりますので、排出源モニタリングで1回切らせていただいて、環境モニタリングでも動植物の前で1回切らせていただいたらいかかと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長 結構です。

○事務局 まず、来年度の事後調査計画案のうちの排出源モニタリングでございます。

大気質、いわゆる排ガスのモニタリングでございますが、まずご説明申し上げないといかんのは、1地点となっておりますけれども、うちの施設は炉が2つありますので、それぞれに測ります。1地点となっておりますけれども、2カ所はかります。それをお間違えないようにお願いします。

調査項目としましては、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、煤じん、塩化水素、これについては連続測定装置がついておりますので、連続ではかります。それから、その下の②の硫黄酸化物、窒素酸化物、煤じん、塩化水素、ダイオキシン類、総水銀、重金属、これにつきましては基本的に年4回はかります。これは先ほどと重複する分もあるわけですが、手分析でやるということでございます。③環境基準設定項目のベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、これについては排出ごとに年2回やることにしています。

ただし、煤じんは年6回になっておりますが、実は煤じんは連続測定項目ではかれるんですけれども、大気汚染防止法上の測定方法が連続測定装置ではだめということで、法に

定める方法としては手分析で2カ月に1回以上ということになっていますので、これにつきましては年6回測定するというようにしております。ちなみに、硫黄酸化物につきましても2カ月に1回以上やっておりますが、これは先ほど言いました連続測定装置で対応する、それは法に決められている測定法になっていますので、連続測定装置で対応します。窒素酸化物につきましては、年2回以上になっていますが、これも連続測定装置で法に定める測定方法が守れることになっています。塩化水素につきましては、年2回以上になっておりますが、ここでは年4回やる。ダイオキシン類につきましては、年1回以上ということになっていますが、年4回実施することにしております。他の項目については法的に測定の義務はありません。

以上が大気質の計画でございます。

1. 2. 水質でございます。

水質については3点あります。まず、下水放流口における調査でございます。

これにつきましては、下水放流口1カ所で、①生活環境項目その1と②生活環境項目その2、③健康項目その1、④健康項目その2ということでそれぞれ分けておまして、①と③は月に1回、②と④につきましては年4回と決めております。これにつきましては、排水先である公共下水道管理者との協議で、こういう測定項目をやってくださいということで決まっておまして、その計画に従って挙げさせていただいております。

それから、1. 3. 水質の雨水、盛り土部浸透水の2つでございます。

1. 3. 1の雨水でございますが、これは11ページの図面、南側の調整池の出口ではかるという計画をしております。調査項目は、水素イオン濃度からダイオキシン類までの項目で、調査時期は年2回ということにしております。

1. 3. 2の盛り土部浸透水ということで、これはどこで何をはかるかがわかりにくいので、説明用の図面を2枚ほどつけております。平面図というのをごらんいただきたいのですが、南側の調整池に表面水が流れ込むんですが、小さな三角で表現しているんですけども、盛り土内暗渠排水管というのが平面図にあるような格好で入っています。これは断面的には、その2枚目をあけていただいたらわかりますように、現況の谷筋に沿って、上から盛り土部に浸透してくる水をここで集めて調整池に入れるようになっております。これは防災を兼ねての配管でございますが、暗渠というよりも、穴が開いておまして水が入るようになっております。その周りは、水が通りやすい砂利等の構造になっておまして、降った雨が盛り土の中を浸透してこの中へ入ってくるということでございます。その水質につきましては、盛り土部で不溶化処理をしたその効果について疑問の念が呈されておりましたので、重金属類が溶出してこないということを確認するためにはかろうとするものでご

ざいまして、調査項目としましては、これまでの濁水放流の関係の調査項目と同じということにしております。調査回数は年2回ということにしております。

以上で水質でございます。

1. 4. 処理対象物、いわゆる外に持ち出すものでございます。これにつきましては溶融飛灰と溶融スラグがありまして、それぞれ溶出試験として、フェニックス（大阪湾臨海環境整備センター）に処分するときの基準として試験すべき項目として今掲げている6項目、それから含有量試験としてダイオキシン類を年4回やるという計画をしております。

排出源モニタリングについては以上でございます。

○委員長 21年度の調査として何をやるかということで、まず排出源のところでの調査の内容を説明していただいたわけですが、1つは、2カ所の煙突からガスを測定するというのと、水質の3点と言われたのは、下水と雨水、盛り土の浸透水という意味で3点と最初言われたわけですね。ですから、水質としては3点とるところがあって、1つは下水の放流口、2番目としては2ページの雨水の採水ということでW-1。これは先ほどの断面図でいうと、調整池から一番外に出た川のところと考えていいんですか。

○事務局 そのように考えております。

○委員長 平面図にはW-1というのを書いてもらっているんですが、先ほど説明された造成平面図とか①-①断面図でいうと、調整池を経て田尻川のほうに出すところ、これが雨水の採水ということ。もう一つは、盛り土部の浸透水ということで、これもわかりにくいので図面を2枚つけていただいて説明いただいたんですが、要するに、これは前の斜面の土地の上に盛り土をした境目といいますか、以前の地表面だったところに水を通すパイプが入っていて、雨が降って土に浸透したものがそこから出てくるということで、その出口、南側調整池の前で採水をするという意味だと思います。そこからの採水と各項目、水質項目ということでご説明をいただいて、1. 4では、溶融飛灰と溶融スラグの溶出試験あるいは含有試験をやるということで、この施設に関する測定ということで説明いただきました。

環境に関するモニタリングというのはこの後説明いただくということで、この施設の直接的な測定のご説明をいただきましたけれども、これについてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

○委員 2点あるんですけれども、水質のことで、まず雨水の検査ですが、これは降雨そのもの、雨水そのものと考えていいのかどうかということが1点。もう一点は、盛り土部の浸透水なんですけれども、資料6-2としてついているものを見ましたら、地下水水質の現地調査項目はとても詳しくすごくたくさん調査するようになっているのが、項目が少な

いように感じるんですが、これは項目が少なくなった理由がありましたら、それを教えてください。

○委員長 2点のご質問、雨水と浸透水のところですよ。

○事務局 雨水につきましては、雨水そのものというか、いわゆる構内道路に降った雨が、利用するために調整池等が若干入ってきますけれども、それが最終的にはここに流れてくるということで、それがそのものなのかどうかというのはわからないんですけれども。

○委員長 だから、雨水が屋根とか道路とかを洗い流して出ていく水と考えたらいいですね。

○事務局 はい。

2点目のことなんですけれども、地下水というのは基本的にこの区域には存在しないということで、それにかわるものとして盛り土部浸透水というのをはかっています。先ほど言いました詳しい項目につきましては、盛り土部浸透水が出たところで南側調整池で先ほどの雨水と合流して、最終的に3.1の雨水のほうではかりますので、盛り土部浸透水については溶出調査で十分だろうという判断でこの項目にしております。

○委員長 もともとは地下水という形になっていたんですか。最初の計画では、どういう場所のどういうものを測定しようとしていたわけですか。

○事務局 アセスの段階では、どこで地下水を取るのか、実際にどうやって取るんやみたいな話は詰めておりませんので、とりあえず何らかの格好で地下水の汚染を考えておかないかんという意味で挙げています。

○委員長 その地下水の確認というのはしないんですか。

○事務局 図面の三角でつながっているところより低いレベルの地下水はサンプリングができないというか、取る場所がございませぬし、今言いましたように、この盛り土部の浸透水は最終的には南側調整池に入って雨水の一部になりますので、それで項目は網羅できると考えております。

○事務局 補足させていただきます。

当初の供用時の事後調査計画案でも挙げておるんですが、アセスの審査委員会の段階からも、この地域の地下水という問題があるのかないのかという指摘を受けておりました。それに伴って、地下水の経年的な調査という話が出ておりました、いろんな工事をやるに当たって地質調査をやりましたところ、地下水としてはふだんは出てこないということになりました。しかしながら、土地造成工事におきまして不溶化処理を行っております、その不溶化処理について学識者の検討をいただいたときも、浸透する水の調査が必要であろうというご意見をいただきました。

そういった関連から、土地造成工事で、この図面にありますように地下部分に暗渠部を

設けましたので、それを南側調整池の入り口部分に接続するようにしまして、そこで浸透水の水質調査ができるような方策として工事を施工をいたしました。そういうことで、今回、地下水にかわり盛り土の浸透水ということで変更して挙げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 地下水の採水ができないというか、ないんですかね。そこで、それに変わるものとして盛り土の浸透水の測定をするということのようです。

○委員 雨水に関してはW-1、南側調整池で全部受けられるということなんでしょうか。この造成した地域の雨水はすべてここへ集約されるという説明だったと思うんですが、道路の表面を流れて下へ落ちるものは東側の調整池のほうへ流れていくんじゃないですか。どうなんですかね、それは全く計算されてないんですか。

○事務局 平地の部分の雨水はすべてこの南側に入ります。おっしゃるように、進入路部分の下半分は東側に入りますけれども、それはその途中の経路と一緒にいいますか、もしごみ搬入車による汚れがあったら、普通の県道を走ったり国道を走ると一緒に状態で、それについては特段要らないんじゃないかと考えております。半分ぐらいは南側の調整池に入ります。

○委員 恐らくそうだと思うんですが、道路を切り土して造成をしたところもあるはずですから、平地の分はということですがけれども、道路に関しては切り土は全くしていないんですか。その切り土したところから雨水が流れて、道路側溝から東側調整池のほうへ流れていくのは当然じゃないんですか。

○事務局 当然切り土はございまして、切り土ののり面の排水も東側に入ります。それにつきましては、現況は濁水処理機でもって放流しているわけですがけれども、その濁度の原因は、今舗装をかけていないところの道路の表面を走った水が大半の原因だと考えていまして、それは舗装によってほとんど発生しないので水質的には問題ない。また、パッカー車からのごみ汁が落ちるとか何とかいう問題につきましては、一般の市街地走行と何ら変わることはないと考えています。

○委員 ということは、W-1以外では、雨水に関して、それから道路等に流れる水、側溝を通じて東側の調整池へ流れる水に関しては一切調査はしないということですね。

○事務局 今の計画ではそうなっています。

○委員 盛り土の暗渠排水管の件でお尋ねしたいんですけれども、暗渠排水管がどのようなものを使われるか知らないんですけれども、集水管というからパイプに穴が開いているものだと思うんですけれども、埋設した当初は穴も詰まらないと思うんですけれども、年がたつとその集水管の役目がなくなるんじゃないか。そういう場合はどうされるか。調整池

にそういうような盛り土の排水が集まらない場合があるんじゃないかという懸念があるんですけれども、そういうことはいかに考えられておりますか。

○事務局 図面には盛り土内暗渠排水管とだけ書いておりますが、実際はこれの管周りに碎石を巻いております。ですので、土砂が流れ込んでも、暗渠排水に直接行くことなく、碎石を巻いている部分でとまっていきます。暗渠排水管を有効にするために、単に管を埋めるだけじゃなしに、その周りに10センチ以上の碎石厚を設けております。グラウンドなどで暗渠排水をする場合にも、今ご指摘のように、暗渠排水がじかに土に接しますと目詰まりを起こしますので、そういった目詰まりを防ぐために碎石を巻いて保護しているということでご理解願いたいと思います。

○委員 そういうことはわかっているんですけれども、盛り土の土質によっていろいろ変化があると思うんですけれども、その周りの碎石などもいつかは詰まるわけです。そんな10年も20年ももつわけではないので、そういうようなことについて私はお尋ねしたわけで、排水管の周りに碎石を入れるとか、そんなんは常識問題ですので、そういうようなことを言っておるわけではないんですが、そのような経年変化のときにはどうされるかということを知りたいわけでございます。

以上です。

○事務局 図面にありますように、暗渠管の口につきましては目視できる状態になっております。もし詰まって水が流れない場合はそこで水が出てこないという状況にもなりますので、目視でその辺の状況はわかります。詰まった場合はどうするかというのは、今は下水の調査でもテレビカメラを入れるとかいろんな機器が整っておりますので、そのような状況になれば、どこでどうなっているかという調査は必要かと思えます。

○委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○委員 先ほど質問させていただいた雨水に関してですが、先ほどの事後調査のところで見ますと3カ所で採取して調査しているわけですね。例えば、W-2、東側の放流水に関しましては、例えばSSなどはW-1よりも高いんですね。ですから、何でここ1点だけにして、W-2、W-3をやらないのか。先ほどの調査で見ますと、SSでありますとか、その他についてもW-1よりも高いところがあるんですが、いかがなんでしょうか。

○事務局 今の現況では、W-2というのは、今おっしゃったように道路の表面でまだ舗装していないところを水が走って流れていきますので、当然SSは高いものが出てきます。それに対して、W-1のほうはほぼフラットになっておりますので、強い雨が降った場合に関しましてはW-2のほうでSS等が現況では高くなる傾向にあります。それが舗装をした後につきましては、当然洗掘というんですか、道路の表面を削ることはないの、それ

に係るSSについてはほとんど抑えられると考えております。

○委員 来年度からの調査なので、調査項目をW-1の1点でいいのか、それとも今までどおりW-2、W-3も調査の対象に入れるかというのをこの委員会のほうでご検討いただけたらと思います。

○委員 2ページの1.4で「処理対象物」と書いているんですが、これは外部へ出される分ですね。「処分対象物」じゃないんですか。

○事務局 表現がまずければそう書き直すほうがいいかもしれません。

○委員 わかりやすいのは「処分対象物」のほうがいい。それと、その下のイの調査項目で溶融飛灰及び溶融スラグとなっていますけれども、処分対象物ということになると、溶融飛灰というのは、溶融飛灰を無害化したもの、脱塩素処理とか何かそういう処理をしたものということですね。

○事務局 脱塩じゃなくてキレート処理です。

○委員 処理せないかんものと処理した後のものが雑居しているという感じですから、その辺を明確に。その後の表も含めてですけれども、していただけたらと思います。

以上です。

○委員長 これは、例えば評価書とか以前からの言葉の使い方もあるかと思うので、その辺はどうですか。変えてしまうと対応性がわからなくなる可能性もあるかと思うんですけれども。

○事務局 皆さんが一番わかりやすい表現に。実質やることは変わらないと思いますので。

○委員長 それはそうなんですけれども、呼び方を変えてしまうと、以前からの流れのどれに対応するかがわからなくなるといけないかなと思うので。正確さで言えばそういうことだと思うんですけれども。

○委員 することは同じでという意味じゃないと思うんです。処理、処分というのははっきり定義があると思うんです。法律上の定義で処理、処分があると思うので、処理というのは処理場の中でやるもので、完全に終わったものをどこかの埋立地に置くというのが処分ですから、どっちを使ってもいいんやという話じゃないと私は思うので、はっきり分けて使っていただきたいと思います。

○委員長 その辺は検討いただいたらいいかなと思います。

採水の場所の件がそのままなんですけど……。

○委員 簡単なことですが、さきの委員会で、11月から空だきに入るということで、委員長さんのほうからも、今回かまたは次回に当面のスケジュールを話していただくようにという話がありましたけれども、きょうはまだご提案はないわけですね。それが1点です。

それから、2点目は、今立派な計画を出していただきましたけれども、これは法定の基準よりも検査数としては上回っているわけですか。それが2点目です。

それから、3点目は、今から炉の運転をしていくわけですがけれども、トラブルがあったりしますので確実な数字はつかめないと思いますけれども、炉の立ち下げは当面年に何回ぐらいやられる予定をされておりますか。その3点をお聞きしたいと思います。

○事務局 概略の工程につきましては、先般ご説明申し上げたとおり、11月から空だきで、12月から試運転ということに変わりございません。次回、できましたら12月に性能試験等の説明をさせていただきたいなと事務局のほうでは考えております。

法定の調査回数と比べてどうなんやということですが、先ほど大気のほうでご説明しましたように、大気汚染防止法の測定回数よりはふやして測定しておりますし、連続測定が必要ないところも連続測定をしているという状況でございます。

水質につきましては、雨水については特段規定はございませんで、下水道については公共下水道の管理者の指示どおりというふうになっております。

それから、年間の立ち上げ・立ち下げの回数でございますが、1号炉、2号路それぞれ8回から10回ぐらいありますので、16回から20回ぐらいになるかと思えます。1号炉、2号炉それぞれ立ち上げ・立ち下げがございますので、1つについて8回から10回ぐらいかなと考えています。

○委員 細かい話になって恐れ入りますけれども、今立ち下げ・立ち上げの問題が出ましたけれども、この期間では公害防止施設はどうなっていますか。正直に申し上げますと、そういう立ち下げ・立ち上げのときには公害防止施設が100%動かないということを私は聞いていますけれども、今は技術が発達していますので、それはそういう世の中じゃない、それはこういうふうに対応するんだということなのか。例えば、ダイオキシンにしても何にしても、これが何日かかるかお聞きしませんでしたけれども、立ち上げるときには着火してから完全に運転するまでには何日かかるわけでしょう。その間にはその公害防止の対策はどうされるのか、そこらあたりを聞いてみたい。今言われましたように、8回から10回ということは、両方合わせて年に20回ぐらい。20回というところとちょっと多いと思いますけれども、トラブルが起こらん限りは正常運転でいってそれぐらいですね。その間、その回数が多いわけですから、その立ち上げ・立ち下げのときの公害対策はどういうふうに考えておられるのか。今検討中だったらそれは検討中で結構ですけれども、そこはどうですか。

○事務局 最近言われていますように、立ち上げのときは十分温度が上がってからごみを投入して燃焼させる、立ち下げのときもごみが完全に燃え切るまで助燃等を使って温度を保

って燃焼させるというところで対応したいと考えております。

○委員 私はそんなことは聞いてない。それは炉の運転の方法を言うてるだけの話で、その間の公害対策は、例えば早い話が、立ち上げてからすぐ煤じんなんかの対応ができるものかどうなのか、そういうところを聞いているんです。

○委員長 そのときの測定はどうなっているかという話ですね。

○委員 それを聞いてるんです。ふだんは白い煙が出るんやけれども、そういうときには青い煙が出る可能性があるはずなんです。それは私の小さい知識で物を言うてるので、間違っているかどうかわかりませんが、その間ではそれはある程度やむを得んことなのか。大気汚染にしても。

○事務局 煤じんについては、必ずバグフィルターは通るシステムになっております。ただし、後段の湿式洗煙装置につきましては、2炉同時に落とすときがあって、次の起動時には熱がございませぬので、湿式有害ガス除去装置を通しますと、後で加熱しないと後段の処理施設が損傷を受けますので、その分はバイパスといいますか、そこは通さないような処理しか今のところできません。だから、1年に1度の2炉立ち下げて1炉目を立ち上げるときにはそういう状況になるということです。

○委員長 今のお話は多分こういうことだと思うんですけども、立ち上げとかおろすときの環境汚染を心配されていて、それをちゃんと測定したりするんですかという話ですけども、一々は測定しないけれども、燃焼を十分してからごみをほうり込むとか、完全に終わってからとめるという対策をとって、安全を確認しながらやっていくというようなお答えだと思います。だから、そのときにダイオキシンを1回1回はかるとか、そういうことはしないという意味だと思いますけれども、よろしいですか。

○委員 1. 4の処理対象物のところで、6つの物質について化合物の調査が出てきておるわけです。今まで、雨水とか下水とか大気の中ではそういった項目は出ていない。このことは、設備が稼働することによって初めて化合物、例えば水銀化合物が出てくる可能性がある、あるいは予測されると解釈してよろしいのでしょうか。

○事務局 水銀といっても純然たる水銀はほとんどなくて、ほとんどが化合物という状況になるんじゃないかと思えます。これは溶出基準の表現の仕方をそのまま持ってきていまして、ちょっとばらばらのところがあるんですけども、例えば水質のところでは総水銀と書いていますけれども、これは水銀化合物も当然入ります。トータルの水銀ですので、全部入ってくるということです。その辺、いろんな基準を決めている書き方で、法的にどういう表現がされているかで変わってくるかと考えています。

○委員長 今までに水銀と言っていたものも、それは結局化合物の中の水銀をはかっている

わけで、それを水銀だとかカドミと呼んでいるということで、違いはないんです。ただ、法律上、いわゆる廃棄物に属するようなどの書き方が化合物という書き方になっているという話だと思います。

○委員 用語が突然変わったのでちょっと奇異な感じがしたんですが、そうすると、今までも雨水とか下水とか大気の中のこういった物質については当然に化合物も含まれていると理解してよろしいんでしょうね。

○事務局 総水銀と書いていたら、当然化合物も含んでの話になります。

○委員 ほかの物質もそうですね。

○事務局 そうです。

○委員 先ほどのお答えの中で、バイパスということをおっしゃったんですが、バイパスというのは非常に気になる言葉でして、どういうときにどういう排ガス処理装置をバイパスして排ガス処理装置を使わないで出すということなのか、それをもう一回詳しく教えてほしいんです。

○事務局 加熱用の蒸気が発生していないとき、つまり全炉停止から1炉目を立ち上げるときに、湿式有害ガス除去装置等を通しますと、排ガスの温度が下がってしましまして、それ以降の活性炭吸着塔とか窒素酸化物の触媒とかがうまく働かないので、それらはすべてバイパスして煙突に直接流すということでございます。

○委員 立ち上げのときは、当然炉が冷えているのでガスバーナーで予熱されるわけですよ。今おっしゃっているのはそういう余熱のときの話なのか、余熱が終わってからごみを投入し出してもまだそういうバイパスを通して流すのか、その辺はどうなんですか。

○事務局 瞬間的には、短時間ですけれども、そういう時間があるということです。

○委員 瞬間的というのは何秒という話ですけれども、そんなことじゃないですよ。今考えられているのは、ごみを入れて有害ガスが発生した状態で、何時間ぐらい濾過集じん機とか活性炭の吸着塔とか有害ガス除去装置などを通さずに流すのか。今そういうふうにおっしゃるんだったら、メーカーさんの設計上、できているはずですよ。3時間通りませんよとか、2時間通りませんよとか、その辺を教えてください。

○事務局 2時間から3時間はそういう時間帯が生じるということでございます。

○委員 大気汚染防止法か何かでも、試運転時というのはそういうことをしてもいいというのは法律的には認められているわけですか。

○事務局 法律的に認められているかどうかは調べてみないとわかりません。

○委員 それとあと、地元の方との協定の中で、そういうときは出ますよ、年に1回、2炉一斉にシャットダウンしたときの立ち上げのときは、2時間ぐらいごみを燃やして、何も

そういう処理装置を通さずにガスを出しますよというのは話はされているんですか。

○委員 聞いておりません。

○委員長 かなり細かな話ですので、具体的にしっかり調べて対応してもらおうほうがいいんじゃないかと私は思います。事務局もわかっていないような細かなところがあるかと思うので、これは次回にでもしっかりしたことをちゃんと聞いたほうがいいかと思います。今ここでメーカーの人に聞きながらやっておられるから。

○委員 細かいかもわかりませんが、物すごく重要なことです。ですから、それははっきりしてもらいたいです。もっと昔の例でも、ごみを入れたときには必ず通しているよりは、余熱を幾らするかという問題やと思うんです。ガスを使って、ごみを入れないでうんと長い間、極端なことを言えば何日間も予熱したとしたら、大きなガスバーナーをつけて予熱したとしたら蒸気も発生するし、有害でない排ガス、いわゆるガスの排ガスだけです。有害でない排ガスも出て温まることもできるので、方法は絶対あるはずだと思いますので。

○委員長 わかりました。いわゆる立ち上げとか落とすときの安全性について心配されているわけですが、事務局も今はもう一つしっかりわかっていないような気がするので、それは確認をしてもらったらいいかと思うんです。

○委員 今、委員がそういう指摘をしていただいたからそういう問題が出てきましたけれども、我々にも一切そういう説明が今までなかったということと同時に、先ほど委員がおっしゃいましたように、11月からもう試験燃焼させるわけでしょう。それを次回の12月の委員会でといたって、そんなわけにいきませんやん。事務局は今ちゃんと答えられるようにしておくのが当然のことですやんか。そのための環境保全委員会なんです。11月にはもう燃焼させるんですよ。次回に説明してもらいますって、次回もう燃やして出してしまってから……。そんなばかな委員会はありませんよ。

○委員長 では、これは調べてもらって確認をするということ。これをまた開くわけにいきませんから、何かの形で連絡をして対応をしっかりしてもらおうということですね。

○委員 先生方もまじって開くことができないんでしたら、住民代表だけでも事務局と話し合いたい。何か資料をつくってぱっと流すよというようなことじゃなしに、顔を合わせて話をするという機会を1週間後とか2週間後に持っていただきたい。こんな重要なことは当然やるべきやと思います。

それと、今も話していただきましたように、11月から空だき始めるよ、前回の議事録からいうと12月から新しい業者の机上教育を始めますよということですがけれども、そしたら、運転委託業者というのはもう決まっているんですか。

それともう一つお願いしたいことは、大体でき上がったところで我々委員に全体の施設をゆっくり説明して見学させるという機会が要ると思うので、それも一緒に考えていただきたい。その2点をお願いします。

○委員長 今まで勉強会なり説明会ということをやってきましたので、それで早い時期に対応したらどうですか。

○委員 我々は、中途半端な状態の現場だけ見ているわけですよ。今、ほとんどでき上がっているわけですね。それで、空だきを始めたら熱くて中も見られない、レンガも見られないわけです。レンガを見ることに意味があるかどうかという話は別として、やっぱり環境保全委員の職務には、この後起こる運転の監視というのもちろんと入っているわけですから、でき上がった施設をホットな状態じゃなしにコールドな状態で1回見せていただく。中をのぞいて、あるいは入ってでも見せていただくということは必要だと思います。

それともう一つ、先ほど同時に言いましたけれども、業者さんというか運転委託を受けるところは一体いつになったら決まるのか。そんな寄せ集めみたいなもので運転されたら困るわけです。だから、できるだけ早く契約して、そして教育して運転をしてほしいので、もちろん引き渡しまではメーカーさんの責任で運転すると言われますけれども、すぐに切りかえはできないから、12月から教育せないかと事務局はこの前おっしゃっているんですから、そういう意味でできるだけ早く、いつになったら委託先は決めますということは教えていただきたいと思います。

○事務局 委託先は決まって契約もできています。

○委員長 今のお話ですと、それまでに一度見学をとということと、特に立ち上げのときの運転の確認、どういう形でやるかというのを、12月では遅いので、説明なり勉強会なりで対応していただくということはどうですか。

○委員 ちょっと待ってください。

委託先が決まっているんでしたら、差し支えなければどこに発注されるのか教えていただきたいんですが。

○委員 以前、学識経験者が全然発言しないということと言われたので、余り言いたくないんですけども、今ここの議事に沿って進めているわけですね。今言われた問題というのは非常に大きな問題だと思うんですけども、全然議事に沿っていない内容をここで延々とされて、いつまで続くかわからないというのは、我々はたまらないです。議事に沿った内容が終わった後、そういう問題をきちんとされるのはいいと思うんですけども、議事の内容は、事後調査の計画書についてを論議するということですね。先ほど言われていたように、水質の調査が1地点でいいかどうかということとはまさにその問題だと思いますが、

今言われた問題というのはそれ以前の問題で、非常に重要な問題だと思いますけれども、一応委員会というのは約束がありますから、約束に沿って動いて、問題があれば後でその問題を出していただいて討議するというのは重要だと僕は思うんですけれども、約束を破ってしまったら委員会というのは成り立ちません。

○委員長 済みません。これは私の責任で、結局この話も必要だろうと思って、このところですとやっているとやっていますけれども……

○委員 今、先生は全然議題に沿ってないとおっしゃいましたけれども、事後調査するのに燃焼に関しての事後調査も入ってくるわけです。当然のことながら性能の全部をクリアした形での燃焼をし、そこから出してくる排出物に関しての基準になっているわけでしょう。それが機械の一部をバイパスで飛ばしてということになりますと、排出物に関する環境負荷がかかってくるということで、これほど大事なテーマはないじゃないですか。先生、ちょっと勘違いなさっているんじゃないですか。

○委員 私、以前にも申し上げたかと思うんですけれども、事務局なり先生方は我々よりも物すごくいろんなことを知っているはずなんですよね。だから、委員が聞いて初めてこうやああやということじゃなくて、こういうことがありますよ、この問題もありますということなどをなぜ言っていないのか、改めて非常に残念に思います。ただいまの先生のご発言も、それはそれで筋が通っているかもわかりません。しかし、あえてそうおっしゃるんであれば、先生の立場として、実はこういうことを事務局さんはもっと早く知らせたほうがいいですよとか、私はこのことについて将来的にこう思います、そういう発言がもっとあってしかるべきだと私は思います。

○委員長 こうしましょう。先ほどの件もありますし、今は立ち上げの安全性のことですから、来年度の21年度の調査というところを終わって、立ち上げのところの話はその他のところであるということはどうですか。環境モニタリングもありますので、これも見ておかないといけないですから、これを見た後で、立ち上げの件ともう一つ先ほどの件と2つ、その他のところでの取り扱うということではいかがですか。運営がまずくて申しわけないです。

そうしましたら、先ほどの雨水の採水場所は1カ所でいいかという件についていかがですか。2カ所、3カ所やればやるほど、それは詳しい結果が出るわけですがけれども、全体として見たときに必要かどうか。全体がW-1の1カ所で大体押さえられるなら、これでいいんじゃないかということになろうと思いますし、必要だということであれば……。

○委員 施設が稼働していないわけですし、施設稼働後に関する負荷に関して、この環境保全委員会の今の委員会で次年度の事後調査に関しては責任を持たねばならないわけですから、当然W-1、W-2、W-3と調査をしてください。2～3年後、W-1に集約され

ていると、結果から見てそうなってるなということがわかりましたら、その時点でW-2、W-3の調査を省くという形でもいいんじゃないでしょうか。

○委員長 この点についてはどうでしょうか。私は、W-1のところで施設の大半のところの水は入ってくるということでW-1という形をとられたんだと思いますけれども、いかがですか。

○委員 事務局が考えていることは多分委員長が言われたことだと思います。一番強く影響が出るところを見ておくという意味でここを押さえておくということで、今の時点ではそれで十分ではないかと思います。一番危ないところ、一番影響が強く出るところを押さえるという意味で見ていくということで、全部網羅する必要はないような気がします。

○委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

W-1、W-2、W-3の水量的にはどうなるのでしょうか。

○事務局 今、担当に確認していたんですけれども、平面が400ヘクタール、それに道路の部分が入ってきます。だから、南側の調整池で5ヘクタールを受けているという考え方です。

次に、構内道路ですが、図面のW-1の水質、盛り土で白抜きしている、構内道路のここまでの水につきましてはすべて南側調整池に入っまいります。「W-1'（水質：盛り土浸透部）」という文字以降東側の部分で約0.5ヘクタール、10分の1ぐらいが道路面積という考え方でございます。

○委員長 今ここで1カ所にするか3カ所にするかということを決めないといけないですか。次回でもいいですか。

○事務局 次回の委員会を年内に予定しておりますので、年内に決めていただければ結構かと思えます。

○委員長 面積的なこととか、状況が……

○事務局 わかるような資料を出すようにいたします。

○委員長 全体を見てここだけでいいやという判断になれば1カ所でいいですし、東側の部分をどう評価するかということですから、その辺の資料をもう少しいただいて、次のときに判断してもいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。数を多くすればいいことはわかっているんですけれども。

○委員 その次のところを見たら、環境モニタリングの水質、河川のところで、調査地点はW-2の地点と書いてあるんですが、W-2もここでははかれるということですよ。

○事務局 今回新たに新計画を起こしましたW-2というのは川の位置をあらわしております。ですから、今までの事後調査の報告のW-2とは違う場所という考え方で、W-1、

W-2と明確にしておるところです。11ページの図面を見ていただきましたら、「W-2（水質・底質：河川）」と書いていますが、縄手橋の北側のところからアセスのときから河川の水質・底質をはかっておりましたので、この部分を新たな事後調査計画ではW-2という表現をさせていただいております。

○委員 これこそ一貫性が大事だと思います。非常にわかりづらくなるんじゃないですか。W-1、W-1'が南側調整池ですね。それは一貫するんですね。僕もW-2の定義を物すごく勘違いしました。

○事務局 一貫性という意味では確かにそうなんですけど、図面の見やすさということで、今回は1と2であらわさせていただきましたが、今ご指摘のように、W-1、W-2、W-3という今までの数字は置かさせていただいて、新たな数字、今まで河川の水質・底質ということでしたら、W-2をW-4に訂正させていただきたいと思います。

○委員長 これはW-1でかなりの量はとれるということでもいいのか、東側についてもやるのかというのは、もう少し資料をいただいて、まあこれはいいでしょうということであれば1カ所でいいし、ぜひやらないといけないなら2カ所、3カ所という判断をすることだと思いますので、次回に判断をするということにさせていただきます。

時間的なこともあって申しわけないですが、運営がまずくて申しわけないです。

ほかに、この施設に関する排出源に対して。

○委員 排出源モニタリングの中で、工場で使用する雑排水についても下水道放流の規制があると思うんですけども、プラットホームの排水、例えば掃除したり何なりしたら排水が出ますが、それについてはどういうふうにされますか。検査しないでそのまま放流ですか。

○事務局 すべて処理施設を通して公共下水道へ放流します。

○委員 それは生のまま放流していいの？

○事務局 有機物の含まれるものは生物処理等……

○委員 いや、私の言ってるのは、プラットホームの雑排水のことを言うてるんです。

○事務局 すべて一緒です。

○委員 それも処理するの。

○事務局 処理して公共下水道へ放流します。

○委員 プラットホームの床排水は処理されるんですね。——はい、わかりました。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

なければ次へ移りたいんですが、よろしいですか。

それでは、2番目として環境モニタリングのご説明をお願いします。

○事務局 資料の3ページ、まず大気質でございます。これにつきましては、試運転時の調査と全く一緒でございます。周辺の9地点で7日間連続測定と1検体測定項目、それぞれ記載のとおり調査を年4回やることにしております。もちろん1検体測定項目については1回採取でございます。ただし、ダイオキシン類につきましては、1回なんですけれども、括弧書きに書いていますように、1週間連続吸引の1回という意味でございます。調査方法については、連続測定については機器による連続測定で、1検体項目についてはそれぞれサンプリングの後、分析を行うということにしております。

2つ目に河川でございます。先ほども出てきましたように、調査地点は事業地の下流側、11ページの図の縄手橋の上流側でございます。これにつきましては、①一般項目、②生活環境項目、③健康項目それぞれ年4回、春夏秋冬に調査する計画としております。

2.3. 底質でございます。先ほどと同じ地点で河川の底にたまっている泥をとりまして、調査項目として記載のようなことを年1回やることにしております。

2.4の土壌汚染でございますが、これにつきましても、ことし稼働前の調査ということでやっておりますが、それと同じく事業地内1地点と周辺地域9地点、これは大気調査地点とほぼ同じ土壌をとりまして、調査項目としては下に書いてあります項目を年1回やるということにしております。

騒音・震動・低周波音でございますが、これにつきましては施設の稼働の影響とごみ搬入車両の通行に伴う影響をそれぞれ分けて考えておまして、まず施設稼働時の騒音・震動・低周波音につきましては敷地境界で1カ所、一般環境で2カ所、発生源周辺で1カ所です。この発生源周辺1地点というのは低周波騒音のみということで、結果としては3つのデータが出てくるということになります。これにつきましては、ことしの試運転時の調査と全く同じ計画にしております。

ごみ搬入車両の通行に伴う騒音・震動でございますが、これは先ほど報告しました工事車両の通行による影響と全く同じでございます。2地点、野間出野一庫線の南と北でやることにしています。回数も年2回、唯一違いますのが、工事車両については12時間やっておりましたが、ごみ搬入車両につきましては遅くても夕方5時までには終わるだろうということで、7時から17時の10時間としております。

6ページ、悪臭でございますが、これにつきましても、ことしも項目は臭気濃度だけでやるということになっていまして、それと同じ4地点で実施することになっています。来年度につきましては悪臭物質22物質についてすべてやった上で、それにプラス臭気濃度ということにしています。調査時期と回数については年2回ということで、これにつきましては、にの影の影響が出やすい梅雨の間と真夏に実施する方針でございます。

ここで一たん区切らせていただきたいと思います。

○委員長 環境調査の中の動植物以外の部分のご説明をいただきました。

悪臭の地点などは10ページの地図の上に出ているということですね。

○事務局 はい、そうです。

○委員長 この環境調査についてご意見、ご質問ございますでしょうか。

W-2というのは、先ほどのように川の中の場所だということです。W-1の近くの川の中のポイントということです。何でも結構ですが、何か気づかれたことがありましたら。

○委員 稼働し出したら、車の台数はどれくらい動くと予想されていますか。今で3,000何ぼか出ていますけれども、ピークはどれくらいになるんですか、教えてください。

○事務局 南側で最大250台ぐらい、それ以下だと思います。北側で40台、能勢町と豊能町の東側から来る分が1日最大40台で、往復ですから倍にはなりますけれども、それぐらいが最大と見ております。今の3,000台という状況に対して、両方合わせて1割ぐらいと考えています。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 環境モニタリングの国の基準とかいうのはあるんでしょうか。先ほどの排出源モニタリングは国の法的な規制というのがありましたけれども、こういうものもしあるのであれば、それと今回環境モニタリングでやるのがどう対応しているのかというのを教えていただければと思います。

○事務局 法的には何らする必要はないと認識しております。

○委員 排出源モニタリングのほうはあるんですか。

○事務局 そちらのほうはございます。特に大気、水質の部分で。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

(発言者なし)

○委員長 そうしましたら、動植物のご説明をお願いいたします。

○事務局 6ページ、まず動物調査ですが、2.7.1の特定動物調査のところで、コウモリと(2)のヒメボタルにつきましては今年度に引き続きの調査でございます。

2.7.2の陸生動物調査からが施設稼働後が初めての調査で、環境影響評価の事前調査で動植物をやっておりますので、どこまでできるかわからないんですが、それと同等レベルの調査をやってみようということで、ほ乳類、鳥類、両生類・は虫類、昆虫類それぞれ記載の調査方法で陸生動物調査をやります。それから、2.7.3ということで水生生物、これは河川の中でございますが、魚類と底生動物、付着藻類について、アセスとほぼ同等なレベルの調査を実施する計画としております。

9 ページの植物調査ですが、1) クモノスダと2) ヤマザクラにつきましては、昨年来の継続の調査でございます。そして、3) 植生の状況と申しますのは、ことしから始めておまして、来年も引き続き実施するという事で計画しております。植生の状況については、ことし実施はしましたけれども、まだまとまっておりません。それと同じ調査を来年度も実施するという事でございます。

以上、簡単ですが、動植物の調査についての説明でございます。

○委員長 ありがとうございます。

動物では特定動物、陸生の動物ということで幾つかの種類のもの、水生生物、植物としてはクモノスダ、ヤマザクラ、植生調査という内容でやるということですが、これについて何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 生物の調査については法的な基準が全くなくて、どれだけやればいいのかということはないわけですが、先ほど環境アセスメントの状況と対応させるということをおっしゃいましたが、アセスメントのときは年間何回もやっているのに対して、それを今回は何とか1回で終わらせようとしているわけですが。環境アセスメントと同じレベルのことをやるのは非常に大変なことなので、1回でも構わないと僕は思うんですが、そのときに、例えば昆虫の調査ですが、これは年1回にいろいろなやり方でとるわけですが、このとった虫から何が得られるかといっても、その昆虫のリストが得られるだけで、何を評価するかというのがなかなか出てこないわけですが。ですから、これはある特定の生物群に絞ってはどうかと思います。例えば、甲虫なら甲虫とかチョウチョならチョウチョに絞って、それについて評価を行うというふうにされたほうがいいのではないかと。ただ単にリストだけを出すような調査ではもったいないと思いますので、目的を持った形で評価できるような調査に変えていただけたほうがいいんじゃないかと思います。

植生調査のほうはこの前僕が申し上げて、10メートル掛ける10メートルの永久調査区を20カ所ぐらい置いていただいて、それを継続的に調査するという事で、植生の変化が把握できるようにしていただいておりますけれども、そういう形で昆虫の調査も絞っていただけたほうがいいのではないかと。昆虫だけではないと思うんですが、僕は昆虫ぐらいしかわからないので、あとコウモリだとかその辺もそういう問題があると思いますので、検討していただければと思います。

○委員長 昆虫についてはそういうことのようにですが、そのほかにも魚類とかもどうなんですかね。私もよくわかりませんので何とも言えませんが。

○委員 この地域のいわゆる生態系をトータルとしてある程度つかまえて、今後どう変化するかということであれば、それなりに大きな意味があるんですが、ピックアップ的に

というか、通常目に触れるものをつかまえてきてそれがどう変化していくかということであれば、今先生おっしゃったようにポイントを絞って追いかけてみるのも一つの手かなと思います。結局、ことしいなかったものが次の年にあらわれたという場合にそれをどう評価するか。環境がよくなったからかどうか、その辺の評価の仕方は非常に難しい。だから、的を絞ったほうがいいんじゃないかと思います。

それから、1つお聞きしたいのは、この調査はやりようによってはかなり人手の要る膨大な調査だと思うんです。だから、これだけの人を動員して、また鳥なんかを鳴き声で見分けるといことも書いてあるけれども、私はカラスとかニワトリの声はわかるけれども、メジロとホオジロが鳴いたってわけがわからない。そうしたら、ある程度専門家も入れなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、予算的にはこなせるんでしょうか。

○事務局 予算の話が出ましたけれども、昨今の情勢ですので、なるべく低減したいということは事務局としても考えておりますが、供用後の事後調査計画というものを掲げていまして、それを無視できないという事情もありまして、このような調査計画としております。先ほどご指摘いただきましたような、絞った調査にしたなら、全部網羅するような調査よりは深くなるかもしれないけれども相対的には安くなるということも考えられますので、これにつきましては事務局としてもそんなに専門性があるわけではございませんので、学識者等と相談させていただいて検討させていただきたいと思います。

○委員長 生物については、継続性ということで、以前からのものがどうなってきた、どうなっていくかという記録的な意味はあると思うんですけれども、ここでは費用のことは特に考慮するというものではありませんが、ある範囲で必要な調査をやるということだと思います。今ここで何をどうするか、ここは絞るとかいうことをやるのは無理だと思いますので、委員等と相談をしながら、より有効な形での調査を今後も検討していくということではいかがですか。これで決まりじゃなくて、有効な結果を得られるようにということで調査の方法等も相談いただきながら、今昆虫についてはご意見いただきましたけれども、そのほかについてもあるかもわかりませんので、そういうようなことでご了解いただければ、そういう形で進めていくということではいかがですか。

(「結構です」の声)

○委員長 では、そういう形で。必ずしもそのまま全部をやるということではなくて、必要な項目に絞るといことも含めて検討いただきながら実際の調査に入っていくとご理解いただければいいかと思います。

そうしましたら、21年度の調査計画というところをこれで終わります。ですから、議事の(1)、(2)、(3)は終わって、そのほかに、先ほど2件残していたものがありま

した。1つは、委員のほうから出ていました炭酸ガスの排出量です。アセスのときは何か仮定を置いてやっているはずですね。こういうものでやるということで計算をして、それがその後、様式が変われば、その変更が当然必要になるということではないかと思いますが、そういうことですね。

その件については、もう既に何か検討されたというお答えでしたか。

○事務局 アセスのときは温暖化ガスということで評価しておりますが、灰溶融炉の方式の検討におきまして、二酸化炭素の排出量がどうなるかということを検討しています。そのときのご説明として議員の皆さんにご説明した内容を読み上げさせていただきますと、電気式灰溶融炉は、現場での新しい化石燃料の消費がないため、一般的にはCO₂（二酸化炭素）の発生は少ないと言われていますが、発電所でのCO₂の発生量も考慮して評価すると、電気式は灰1トン当たり350キログラムに対して、燃料式は一時的には561キログラムとなるということで、この部分では電気式のほうが有利ということになりますけれども、余剰電力を他の用途に利用できることから、その分も考慮しますと減量分が245キログラムとなり、燃料式とほぼイコールとなって、トータルでは燃料式のほうがやや有利になるんじゃないかという結論でもって灰溶融炉の燃料式を決定しております。

○委員長 今のは何かで説明されたものですね。何かに出されているんですか。

○事務局 今読ませていただいたのは、議員総会の際の原稿です。

○委員長 今のお答え、どうですか。

○委員 この委員会の基本となっているのが環境影響評価書だと思うんです。そしたら、その後からそういう形で議会も通して情報としてきちんとあるんだったら、この場に提供してほしいと思うんです。ここでも何度も燃料式と電気式の灰溶融炉の話が出ていますので、やっぱり持っていらっしゃる情報はきちんとこういうふう提供して、共有した上で話を進めていったほうがいいんじゃないかと思います。

○委員長 今の資料をまた配っていただくということではできるわけですね。これは次回でも遅くはないと思いますので。

○委員 議会で説明されたという事務局の話によると、電気式よりも燃料式のほうが一時的には高くなるけれども、そのエネルギーが使えるからという説明があったんですけども、本体を燃やすための燃料であるということですけども、確かにCO₂に関してはあれですけども、燃料式は逆にそのエネルギーをどこでどうやって使うんですか。何か使う予定があって説明なさったんでしょうか。そのエネルギーを再度使わせていただいたらそのほうが安くつくからおっしゃったのは。

○事務局 資料は後で配るということで用意していますので、それを見ていただいてから。

○委員長 前にもありましたけれども、施設の詳しい話の評価をするというところにはここでは余り入れないと思いますので、とりあえず今の資料をいただいて、また何かご質問があるときにはしていただけたらいいと思いますけれども、ガスとか燃料、あるいは施設の中でどういう形になっているかということ判断しようと思うと、またそれで資料があったりとかいう形になるし、この委員会としてそこまでは入らないということが基本だと思います。

○委員 環境に及ぼす影響ということであって、CO₂の排出ということであって今そういう説明があったからであって、もちろんちゃんとしたものを出してもらってからでいいですけど、そのエネルギーが使えるという説明をされたことがもしもごまかしであるならば、それは説明になってないんじゃないかなと。それで、何か使う予定があつての話ですかと聞いたんです。

○委員長 そうでしたら、それは資料をもらって、必要であればまたしていただくという事でいいかと思えます。

次に、立ち上げのところでの運転の安全性などについてのご心配があつて、確におっしゃったように、今度12月にこの委員会を開いたときには既に試運転が始まってしまつて終わっているかもわからないですから、そういう意味ではそれまでに対応していただくこととなりますけれども、ここでまた何時間どうなるという細かな話をしても大変だと思いますので、そういう説明をこの委員会とは別途、勉強会なり説明会なりという形で対応していただく。それから、施設の見学のこともおっしゃっていましたし、動き出してからは詳しい見学ができないというお話でしたけれども、すべてが集まらなくてもいいと思うんですけれども、必要な方にその辺の説明をいただくということは組合としては可能ですか。どういうふうに対応していただけますか。

○事務局 確にご指摘のとおり、保全委員の皆様方の見学という点抜かつておりましたこと、まずここでおわび申し上げます。今、ご議論の間に現場とも調整しましたところ、10月30日木曜日午後2時から炉の見学ということで何とかいけるという返事が返ってまいりました。ですので、保全委員の皆様には、10月30日午後2時、現地に集合していただいて、炉の見学という設定をさせていただきたい。その中で、今出ました立ち上げ・立ち下げの問題も含めた説明ができるように努力してまいりたいと思っております。10月30日午後2時という現場見学ということでひとつよろしくお願い申し上げます。

○委員長 私も、この委員会で見学はしてもらえるものと思つてたんですけれども、10月30日に見学と、おっしゃっていた最初の立ち上げのときの運転の安全性の確認、どういふ対応をするかの説明をいただくという組合からの説明でした。いかがでしょうか。

○委員 現地ですか。

○事務局 現地に集合ということを考えております。

今現在の工事の状況からいけば、雨の関係で建物周りの舗装が若干おくられているところもありますが、構内道路はほぼ舗装が終わっている状態も見ていただけますので、先ほど出ました構内道路の点も踏まえて、10月30日午後2時、現地集合ということで私ども事業者側では考えておりますので、あと事務局のほうでよろしく申し上げます。

○事務局 前にご見学いただいたときに、交通手段のない方はこの本庁に来ていただいて、こちらが送った経緯がございます。今回もこちらから現場に行く便をつくりますので、交通手段がないという場合にはそういう形でご連絡いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員長 本当は日にちの調整をしてやるのがいいんでしょうけれども、全員が集まるということは無理でしょうから、一応決めていただいたので、この日程ということでご了解いただけますか。

今の案内については連絡をまた文書でいただけるんですか。集まる場所だとか集まり方だとか。

○事務局 今申し上げましたような形も含めて、出欠を含めてこちらから早急に文書を出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 日程的に既に予定が入っている方もあるかと思えますし、私も講義があるので出られませんけれども、一応そういうことでいかがですか。特に試運転の問題点などをここで説明いただくということでよろしいですか。

(発言者なし)

○委員長 では、そういう対応にさせていただきます。

○委員 先ほどの説明だと、12月の委員会でスケジュール表を出してというお話でしたが、10月30日には無理ですか。

○事務局 何とか努力するようにします。

○委員長 それでは、ここまでを議事ということにいたします。

2 その他

○委員長 その他ですけれども、事務局、事業者のほうからその他というのはございますか。

(発言者なし)

○委員長 委員のほうからは。どうぞ。

○委員 きょう、事務局さんがほとんどすべてに答えておられましたけれども、後ろに請負

の方がたくさんおられますね。その方々は専門的な知識を持っておられるわけですから、そういう方に委員会の中で発言していただくということはできないのでしょうか。そうすれば、事務局が相談しながら答えるよりはスムーズに行く面もあるんじゃないかと思うんです。せっかく後ろに座っておられるんだから、ただ眠っているんじゃないかと、きっちり答えていただいたほうがいいんじゃないかと僕は思います。

○委員長 どうでしょうか。その辺は責任ある発言をしていただけるかどうかという点がちょっとあるかなという気がするのです。組合は組合として当然責任をとるということで発言されますけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員 先ほどのことは非常に専門的なことですね。そこまですべて押さえられればいいんでしょうけれども、本当に機械をさわっていないとわからないような細かい質問も多分たくさんあったと思うんです。そういうことについては説明していただいたほうがいいんじゃないかというか、スムーズに行くんじゃないかなという感じがしました。

○事務局 1つは、正式な委員会を途中で中断して、議事録に残さないで説明していただくという方法はあるかと思えますけれども。

○委員長 なるほど。オブザーバーとしての参考の意見をいただくということですね。そのほうがいいでしょうね。暴走して何か言われて、それはおかしいじゃないかという可能性が出てくるかもしれないので。確かに先ほど後ろを向いて聞いておられたから、そこで余り細かなことを言い出しても正しいご回答がいただけるかどうかちょっと不安になったので、むしろそれよりは、しっかり確認をいただいてからお答えいただくほうがいいかなとちょっと思いました。

○委員 細かいことを聞いた元凶なんですけれども、細かいことというのは、形容詞で細かいことをつけただけで、ごみを投入して除去装置を使わないで出すことがあるのかどうかということを聞いたかったわけですから、一番基本線なんです。最も基本線なんです。それについて瞬間と言われたから、何時間ですかと聞かざるを得ない。そういう非常に細かいオペレーションのテクニックを聞きたいとは決して思っていないのですが、ごみを投入しても公害の入ったガスは一切出しませんという話になっているはずが、3時間出しますじゃ話にならないと思いますから、この辺は説明をしていただいても納得する話じゃないんです。だめですと言わざるを得ない。ここにいる委員の方が、わかりましたと言って帰って、ご近所で済むはずがないわけです。ですから、その辺は説明資料をいただくということではなしに、そういうことはしませんという答えをいただかないと仕方ないと私は思っております。

○委員長 ありがとうございます。

その他、委員のほうから何かございますでしょうか。

(発言者なし)

○委員長 特になければ、これで終了して、あといつものように傍聴者の方のご発言があればお聞きします。

○事務局 それでは、議事も終了いたしましたので、本日の会議は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午後 7 時 5 7 分